

平成 28 年度 第 1 回
寝屋川市都市計画審議会
議 事 録

日時 平成 28 年 11 月 15 日 (火)
午後 2 時 00 分から午後 2 時 50 分まで

場所 寝屋川市役所議会棟 4 階 第 1 委員会室

○出席者

①都市計画審議会委員 15名中11名出席（委員出欠名簿参照）

②理事者 戸上副市長、茂福理事

③事務局 都市計画室 竹本室長、仲西課長、栗原係長、南畑係長、
湯田係長、中島主査、木下、内田
まちづくり事業推進室 桑原課長
産業振興室 野岸室長

④傍聴者 1名

○議事内容

案件（1）議案第122号

東部大阪都市計画道路の変更（市決定）

案件（2）議案第123号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）

平成 28 年度 第 1 回寝屋川市都市計画審議会 会議録

事務局

定刻となりましたので、ただ今より、平成 28 年度の第 1 回寝屋川市都市計画審議会の開催に先立ちまして、前委員の任期満了に伴います、新たに会長及び職務代理者の選出をさせていただきます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます都市計画室の竹本でございます。よろしくお願いいたします。

会長が決まりますまで、戸上副市長に座長を務めさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

事務局

ご異議が無いようでございますので、戸上副市長よろしくお願いいたします申し上げます。

副市長

副市長の戸上でございます。

それでは、会長及び職務代理者が選出されるまで、私が座長を務めさせていただきます。

会長及び職務代理者の選出について、事務局より説明してください。

事務局

会長及び職務代理者の選出につきまして、ご説明させていただきます。前委員の任期満了により新たに会長及び職務代理者の選出が必要となりましたので、寝屋川市都市計画審議会条例第5条第1項により、会長の選出方法につきましては、同条例第3条第1項第1号の委員の中から、選挙によって定めることになっております。

また、職務代理者の選出につきましては、同条例第5条第3項の規定により、会長が指名する委員となっておりますので、会長選出後に会長が指名していただきますようお願いいたします。

副市長

ただいま、事務局より説明がありましたが、選挙により定めることとなっております。

それでは、選挙の方法はいかがいたしましょうか。

委員

商工会議所の田中と申します。選挙ということですが、選挙となりますと大変な作業となりますので、ここは推薦ということではいかがでしょうか。

副市長

推薦というご意見がございましたが、他にご意見等はございませんか。

委員

異議なし。

副市長

他にご意見がないようですので、それでは推薦ということによ

ろしいでしょうか。

委員

異議なし。

副市長

ご異議なしとのことですので、推薦により決することといたします。

どなたか、ご推薦される方はおられませんでしょうか。

委員

まちづくりにおける学識と都市計画審議会委員としての実績・経験を併せ持たれている摂南大学の熊谷先生に会長をお願いしてはどうかとご提案させていただきます。

副市長

みなさん、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

副市長

ご異議がないようですので、ただいまご推薦のありました熊谷委員を会長に決することについてご異議ございませんか。

委員

異議なし。

副市長

ただいま、委員皆様方のご賛同がございましたので、寝屋川市都市計画審議会の会長は熊谷委員に決定することといたします。

次に、職務代理者の選出でございます。急ではございますが、熊谷会長から指名していただきますようお願いいたします。

会長

1号委員の中から指名するとの事でございますので、前回に引き続き、林委員に職務代理者をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

副市長

ただいま、熊谷会長より職務代理者に林委員が指名されましたが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

副市長

ご異議がないようでございますので、職務代理者は、林委員とさせていただきます。それでは、会長・職務代理者が選出されましたので、今後の都市計画審議会の運営につきましては、会長及び職務代理者をお願いをいたしまして、座長を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、熊谷会長、会長席へご移動願います。

それでは、会長に就任されました熊谷様に一言ご挨拶をお願いいたします。

会長

熊谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ご存知のとおり少子高齢化を迎えまして、街の姿が大きく変わろうとしている時代でございます。本審議会におきましても、益々役割が大きくなると思います。皆様にご協力をいただきまして、慎重審議を進めていきたく存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局

ありがとうございました。次に、職務代理者に就任されました林様に一言ご挨拶をお願ひいたします。

職務代理者

ただいま、熊谷会長より職務代理者に指名されました林でございます。

委員各位のご支援ご協力の程、よろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、会長及び職務代理者の選出を終わります。

それでは、続きまして、ただ今より、平成 28 年度第 1 回都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいま、委員 15 名のうち 11 名の出席でありますので、寝屋川市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

それでは、開催に先立ちまして、新たに委員になられた方もお

られますので、改めて委員の皆様のご紹介をさせていただきます。
順不同でございますので、よろしくお願いいたします。

では、最初に1号委員の北大阪商工会議所専務理事

田中 隆夫 様

表法律事務所 弁護士

小國 隆輔 様

摂南大学教授

熊谷 樹一郎 様

同じく、摂南大学准教授

榑 愛 様

農業委員会会長

林 信夫 様

続きまして、2号委員であります。

市議会議員

村上 順一 様

同じく、市議会議員

山崎 菊雄 様

同じく、市議会議員

石本 絵梨菜 様

同じく、市議会議員

中川 健 様

同じく、市議会議員

馬場 才 様

続きまして、3号委員であります。

大阪府寝屋川警察署長

日野 進 様

枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長

東口 敏巳 様

続きまして、4号委員であります。

寝屋川市の住民

川下 典子 様

同じく、寝屋川市の住民

寺西 千歳 様

市政協力委員自治推進協議会会長

佐部田 貢一 様

本日も欠席の委員につきましては、

1号委員の小國様、榊様

3号委員の日野様

4号委員の佐部田様でございます。

なお、寝屋川警察署からは、交通課 警部補の柴藤孝一様にご出席いただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、市理事者を紹介させていただきます。

副市長の戸上拓也でございます。

理事兼まち政策部長の茂福隆幸でございます。

以上で、紹介を終わらせていただきます。

次に、配付しております資料の確認をいたします。

- ・平成28年度第1回寝屋川市都市計画審議会議案書、
- ・平成28年度第1回寝屋川市都市計画審議会資料、
- ・寝屋川市都市計画審議会条例、
- ・寝屋川市都市計画審議会条例施行規則、
- ・寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱、
- ・寝屋川市都市計画審議会委員名簿となっております。

過不足等はありませんでしょうか。

お揃いのようなので、開会にあたりまして副市長よりごあいさつ申し上げます。

副市長

皆さん、こんにちは。副市長の戸上でございます。

本日は、ご多忙のなか、平成 28 年度第 1 回寝屋川市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方にこの審議会の委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

新たに委員に就任いただきました皆様方、そして、引き続き委員をつとめていただく皆様、この 2 年間、どうぞよろしく願いいたします。

寝屋川市は、大都市から近い立地、鉄道や幹線道路など交通の利便性、そして住みやすさなどによりまして、人口はピーク時の平成 7 年には約 26 万人となりましたが、その後減少に転じ、現在では 24 万人を切るまでに減少し、また、年齢構成をみましてもほぼ 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっております、国、大阪府とほぼ同様のトレンドで人口減少・高齢化が進んでいます。

このような社会情勢に対応し、また、財政などの制約という状況も踏まえまして、質の高い持続可能なまちづくりを目標として、高齢者や子育て世代、そして誰もが安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進めるため、平成 29 年度末を目標として立地適正化計画の策定に取り組んでいるところでございます。委員の皆様におかれましては、これらの視点を踏まえまして、幅広い見地から、今後ご意見をいただきたくどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日お諮りさせていただきます議案は、「東部大阪都市計画道路の変更」ほか 1 件でございます。

内容につきましては、後ほど担当よりご説明させていただきますので、慎重審議を賜りまして、ご協賛いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。恐れいりますが、ここで副市長は公務のため、退席いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の案件に入らせていただきます。熊谷会長、議事進行の方、よろしく願いいたします。

会長

それでは、案件に入らせていただきます。

案件（１）「東部大阪都市計画道路の変更（市決定）」について、事務局より説明して下さい。

事務局

案件の説明をさせていただきます、都市計画室の仲西でございます。主に説明は、前方のスクリーンでご説明させていただきます。お手元に都市計画審議会資料のパワーポイント資料も配布しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、案件（１）、議案第 122 号「東部大阪都市計画道路の変更」についてご説明させていただきます。

議案書の 1 から 3 ページ、資料の 1 から 7 ページが案件（１）に関するページで、また変更の「理由」につきましては、議案書の 3 ページでございます。こちらもご参照下さい。

まずはじめに、本市の都市計画道路の変更における経緯について、ご説明いたします。

平成 23 年 3 月に大阪府において都市計画道路基本方針が策定され、平成 25 年 3 月に基本方針を踏まえた、寝屋川市都市計画道路整備方針を策定いたしました。

これらの基本方針及び整備方針に基づき平成 26 年 1 月 16 日に大阪府決定 3 路線の部分廃止、寝屋川市決定の 1 路線の幅員・車

線数変更、1路線の名称変更、及び3路線の廃止を行ったものでございます。

また、平成27年12月7日に大阪府決定であります、現在事業中の対馬江大和線の幅員・車線数の変更を行ったところでございます。

それでは、今回変更いたします、都市計画道路萱島堀溝線について、ご説明いたします。

本路線は、本市の南部地域にて、京阪萱島駅周辺の門真市との市境界から国道163号までの路線で、府道八尾枚方線から第二京阪道路までの一部区間が整備済みの状況でございます。

変更の理由といたしましては、整備方針に基づき、長期未着手区間についての社会情勢等の変化や本市の将来都市像に沿った計画となっているかの検証を行うとともに、ネットワーク・アクセス性・都市防災等の観点から評価した結果、変更を行うものでございます。

評価結果及び経緯でございますが、第二京阪道路から国道163号までの区間におきましては、画面の赤色実線の第二京阪道路、国道170号、国道163号において、幹線道路のネットワークが確保されており、また、南寝屋川公園へのアクセスにつきましては、画面の赤色点線で示しております、平成27年9月18日に完成した、大規模集客施設の開発行為により完成した市管理道路及び四條畷市道砂8号線において確保されたものでございます。

変更内容といたしましては、第二京阪道路から国道163号までの未着手である、延長約720m、幅員16m、車線数2の区間につきましては、幹線道路のネットワーク及び都市計画公園へのアクセスが確保されたことから、廃止するものでございます。

次に、京阪萱島駅周辺の門真市との市境界から第二京阪道路までの区間につきましては、評価結果により、「駅につながる路線」として、整備重要路線であることから、終点の変更に伴う、名称

を萱島堀溝線から萱島讚良線、延長を約 2,070m から約 1,350m に変更し、幅員 18m、車線数 2 として計画を存続するものでございます。

次に、都市計画公聴会等についてご報告いたします。

都市計画公聴会につきましては、平成 28 年 8 月 19 日から 9 月 9 日まで、公述申出を受付けた結果、申出がございませんでしたので、開催を中止しております。

また、都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧につきまして、平成 28 年 10 月 3 日から 10 月 17 日の 2 週間、公衆の縦覧に供した結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上をもちまして、案件（1）「東部大阪都市計画道路の変更」についてのご説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。これより、案件（1）の内容について、ご質問と併せまして、ご審議をお願いいたしたいと思っております。何かございませんでしょうか。

委員

馬場でございます。よろしくお願いたします。

廃止路線の一部に堀溝一丁目の地域がございます。居住されている方も多数おられる地域でございます。地域の方への説明の内容等教えていただきたいと思います。

事務局

都市計画室の湯田でございます。よろしくお願いたします。

廃止いたします萱島堀溝線の説明会につきましては、8 月 18 日午後 7 時から堀溝公民館にて説明会を開催させていただいたところでございます。参加者につきましては、4 名ございました。

意見等につきましては、ございませんでした。以上でございます。

委員

堀溝一丁目の地域の皆様方は、特に大きな反対も無くということと理解させていただきます。

この廃止エリアの中に四條畷市も一部入っていることと思いますが、四條畷市との連携等はいかかなもののでしょうか。

事務局

四條畷市との協議につきましては、説明会前に協議を行っております。四條畷市からの意見等も特にごございませんでした。

委員

この廃止により都市計画道路が新たに萱島讚良線になるということで、これを契機に地域の皆さんが待ち望んでおられます新たな萱島讚良線、これからどのような流れで進んでいくのか地域の方も期待をしているところと思います。何か今現在でわかる範囲で地域的なもの、意気込み等をお聞かせいただきたいと思えます。

事務局

都市計画道路萱島讚良線につきましては、都市計画道路整備方針におきまして、整備重要路線として位置付けられております。現在同じく整備重要路線であります都市計画道路対馬江大利線と都市計画道路東寝屋川駅前線の事業を行っているところとございますので、これらの事業の進捗も見ながら、また、密集地区内であることから、沿道のまちづくりも考慮して、引き続き整備の検討を行ってまいります。

委員

資料の5ページの図がわかりやすいのですが、廃止されたところで、国道163号から第二京阪道路の方に行っているところで、一方通行でもなく、国道163号から1.8km先に八尾枚方線の抜け道に昔からなっているところで、その間信号機も無いところです。廃止された狭隘な区間の安全対策をお聞きしたいと思います。先程幹線道路まで届く代替道路が完成したからということですが、交通量が増えていることで、安全対策をお聞かせください。

事務局

ご質問いただきました箇所は、現在、市道木田堀溝線でございます。幅員は4m未満でございます。つきまして、現在建築基準法42条2項道路と位置付けられております。よって沿道での建物等の開発行為等を行う場合は、現道の中心から双方2m後退していただき、有効4mを確保していただくことになっております。つきましては、4mを確保することによる、車の行き交いが可能な道路になるかと思えます。

補足しますと、大規模集客施設ができる際に迂回、抜け道等がないように看板の設置でありますとか、警備員を立てるということで一定抜け道がされないように対応しているところであります。

委員

抜け道対策が功を奏していない場合は、速やかに調査を行っていただけますか。

事務局

状況を見ながら、交通部局、大規模集客施設、地域の方とも相

談しながら対応させていただければと思います。

委員

いただいた資料の6ページです。萱島讚良線になりましたが、赤の線で東西に走っています。萱島東三丁目あたりで既に2、3年前にできた大きなマンションが萱島讚良線の計画予定の中に入っていますが、どのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。先程対馬江大利線とか東寝屋川駅前線であるとか、除々に進んできてそろそろ萱島堀溝線も次くらいかなという風な順番的には何年後、何十年後先かはわからないのですが、順番的には段々近づいてきていますので、マンションの上を走っている萱島讚良線に関して考えがあればお聞かせください。

事務局

都市計画決定をされた道路ですので、計画区域内に建築する際には都市計画法第53条の許可というものが必要となり、建物の建築制限が一定かかってくるものでございます。内容は地上2階建て、地階を有しない、構造も木造又は鉄骨造、要は今後道路を整備する際に除却しやすい構造ということになっております。ご指摘のマンションについては、一定道路から外れる形で建築されており、計画の部分は駐車場であると確認しております。事業の際には敷地にかかる範囲でご協力していただく形で補償させていただくことになると思います。

会長

他に無いようでございますので、質疑を打ち切りたいと思います。

案件（1）東部大阪都市計画道路の変更（市決定）について、原案にご異議ございませんか。

委員

異議なし。

会長

ご異議が無いようですので、案件（１）「東部大阪都市計画道路の変更（市決定）」について、原案通りとさせていただきます。
続きまして、案件（２）「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）」について、事務局より説明して下さい。

事務局

案件（２）、議案第 123 号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）」について説明させていただきます。

説明は、主に前方のスクリーンにて行わせていただきますが、議案書の 4 ページから 6 ページ、資料の 8 ページから 27 ページが案件（２）に関するページで、また、変更の「理由」につきましては、議案書の 6 ページをご参照ください。

生産緑地地区は、寝屋川市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的としている制度でございます。

今回、この生産緑地地区を変更しようとするものであり、生産緑地法第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区の追加及び区域変更、同法第 10 条に基づく買取り申出による行為制限の解除に伴う区域変更及び廃止を行うものでございます。

今回、変更をする地区は 17 地区でございます。

それぞれの地区の位置につきましては、前方のスクリーンに示す位置でございます。あわせて資料の 10 ページをお開き願います。

「新たに追加する地区」を青色の丸、「区域を変更する地区」

を黄色の三角、「区域を廃止する地区」を赤色の四角で表わしております。

次に、議案書の5ページ及び資料の11ページと12ページを開き願います。

11ページが今回の変更に伴う計画書及び12ページが新旧対照表でございます。前方のスクリーンには計画書を表示しております。画面の青色の枠内の表示が新たに5地区を追加するもので、画面の黄色の枠内で表示しております箇所が既存の生産緑地地区の追加及び廃止に伴う区域変更で6地区ございます。画面の赤色の枠内で表示しております箇所が、既存の生産緑地地区の全てを廃止する地区で6地区でございます。

これらの変更に伴いまして、地区数については287地区から286地区になり1地区の減少になります。新旧対照表に表示しております、当該17地区における面積が約4.24haから約3.45haに減少するため、市域全体における面積は約64.49haから約63.70haに減少するものでございます。

続きまして、前方のスクリーンにおいて地区別にご説明させていただきます。

また、資料の13ページと14ページが変更箇所の図面となっておりますので、あわせてこちらもご参照ください。

画面の右下の凡例にあります縦線の表示が廃止する区域で、点々の表示が追加する区域でございます。

こちらは、「小路南町6地区」として、画面の青色の区域を新たに生産緑地地区に指定するものでございます。画面左の写真が現地の写真でございます。

小路南町では、この他に3地区の追加があります。それぞれ「小路南町7地区」、「小路南町8地区」、「小路南町9地区」でございます。

次に、「小路南町2地区、3地区、5地区」ですが、画面の赤

色の区域が廃止する区域でございます。この地区は小路土地区画整理事業地内にありまして、土地区画整理法第98条に基づく仮換地指定に伴い、黄色の線の区域、今回追加となる「小路南町8地区」の一部へと区域変更するための廃止でございます。

こちらは、「高柳六丁目2地区、高柳六丁目7地区、対馬江東町2地区」でございます。

「高柳六丁目2地区」を東西に分断する形の画面赤色の区域が、主たる従事者の死亡により一部廃止となるものでございます。そのため、生産緑地法第3条第1項の「一団のものの区域」として認められず、画面の黄色の線の区域「高柳六丁目2地区」と既存の区域ではありますが、新たな地区の名称として、「高柳六丁目7地区」を追加するものでございます。

「対馬江東2地区」につきましては、画面の赤色の区域が、主たる従事者の故障により一部廃止となり、画面の黄色の線の区域となるものでございます。

「仁和寺本町二丁目3地区」でございます。

画面の青色の区域を新たに生産緑地地区に指定するものでございます。

画面右の写真が現地の写真でございます。

既存区域の変更追加となるもので、画面の黄色の線の区域となるものでございます。

「池田一丁目1地区、池田三丁目1地区」でございます。

現在表示しております「池田一丁目1地区」の画面赤色の区域が、主たる従事者の故障により一部廃止となり、画面の黄色の線の区域となるものでございます。

次に、「池田三丁目1地区」ですが、画面の赤色の区域が、主たる従事者の故障により地区のすべての廃止となるものでございます。

「新家二丁目2地区、堀溝北町1地区」でございます。

はじめに、「新家二丁目2地区」ですが、画面の赤色の区域が主たる従事者の死亡により地区の一部が廃止となり、画面の黄色の線の区域となるものでございます。

次に、「堀溝北町1地区」ですが、画面の赤色の区域が、主たる従事者の死亡により地区のすべてが廃止となるものでございます。

「高宮新町5地区」でございます。

画面の赤色の区域が主たる従事者の故障により地区の一部が廃止となり、画面の黄色の線の区域となるものでございます。

こちらは、「点野三丁目3地区」でございます。画面の赤色の区域が主たる従事者の故障により地区のすべての廃止となるものでございます。

最後に、都市計画法第17条に基づく案の縦覧についてご報告させていただきます。資料の27ページもあわせてご参照下さい。

都市計画法案の縦覧につきましては、平成28年10月17日から10月31日までの2週間、公衆の縦覧に供した結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上で、案件(2)、議案第123号「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(市決定)」の説明を終わらせていただきます。

会長

これより、案件(2)の内容について、ご質問とご審議をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

委員

他市の事例を見ていましたら、買取りの申請は行われるものの実際には買取りを行わないケースがほとんどだということと思いますが、本市についての対応の状況を教えていただきたいと思

います。

事務局

都市計画室の南畑です。

寝屋川市においては買い取った事例はございません。※1

委員

これは最初の指定から30年ということで、92年から2022年
が指定から30年ということなんですけれども、30年経ってそこ
からまた改めて指定をできるということになっているのですか。

事務局

30年ということで平成4年に指定を受けて平成34年になれ
ば、従事者の故障であるとか、死亡という理由以外の「30年を
経過したという」理由でいつでも買取り申し出ができると認識し
ております。

補足させていただきます。30年後引き続き延長というご質問
ですが、引き続き耕作したいということであれば、新たに指定を
するというのではなく、現在の指定がそのまま継続されるとい
うことになっております。

会長

他に無いようでございますので、質疑を打ち切ります。

案件（2）「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）」
について、原案にご異議ございませんか。

委員

異議なし。

会長

ご異議が無いようですので、案件（２）「東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）」について、原案通りとさせていただきます。

本日の案件はすべて終了いたしました。

慎重審議いただき誠にありがとうございました。

事務局

会長、議事進行、誠にありがとうございました。

最後に、理事兼まち政策部長の茂福より閉会のあいさつをいたします。

理事

閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重なるご審議を賜り、原案どおりご承認をいただき、誠にありがとうございました。

また、本日いただきましたご意見やご提言につきましては、今後の参考とさせていただきます。

さて、本市の都市計画道路につきましては、現在市域西地域から寝屋川市駅につながる対馬江大利線、第二京阪道路から東寝屋川駅へつながる東寝屋川駅前線の整備を行っておりますが、今回一部廃止をいたしました萱島堀溝線につきましても八尾枚方線から西側につきましては萱島駅へつながる道路として整備重要路線として位置付けておりまして、今後の整備の必要があるものと考えております。

今後におきましても、安全で安心なまちづくりに取り組んでまいりますのでご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

秋も深まり日ごとに寒さが増してまいりましたので、委員の皆様におかれましては、お身体にご自愛いただき、益々ご活躍され

ますことをご祈念いたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、平成 28 年度第 1 回寝屋川市都市計画審議会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

※ 1 都市計画審議会後、確認した結果

買い取った事例は 1 件ありました。

理由：都市計画緑地友呂岐緑地の整備に伴う用地買収のため（平成 12 年度／東神田町地内／約 0.16ha）

平成28年度第1回寝屋川市都市計画審議会委員出欠名簿

平成28年11月15日

委員構成	区分	氏名	役職名	出	欠
1号委員 学識経験	商工業	田中隆夫	北大阪商工会議所専務理事	○	
	法律	小國隆輔	俵法律事務所弁護士		○
	都市計画	熊谷樹一郎	摂南大学教授	○	
	建築	榊愛	摂南大学准教授		○
	農業	林信夫	農業委員会会長	○	
2号委員 市議会議員	市議会	村上順一	市議会議員	○	
	市議会	山崎菊雄	市議会議員	○	
	市議会	石本絵梨菜	市議会議員	○	
	市議会	中川健	市議会議員	○	
	市議会	馬場才	市議会議員	○	
3号委員 関係行政	交通	日野進	大阪府寝屋川警察署長		○
	防災	東口敏巳	枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長	○	
4号委員 市民	市民	川下典子	一般公募者	○	
	市民	寺西千歳	一般公募者	○	
	市民	佐部田貢一	市政協力委員自治推進協議会会長		○